

令和6年度山口県広域観光周遊バス実証運行事業 業務委託に係るプロポーザル応募要領

1. 業務委託の名称

令和6年度山口県広域観光周遊バス実証運行事業業務委託

2. 業務の目的

山口県の主要観光地へのアクセス手段は、主に車（レンタカー含む）となっているが、車の免許を持たない首都圏及び関西圏からの観光客やインバウンド観光客の二次交通需要に応える必要がある。よって、主要交通結末点である新山口駅から旅行需要が見込まれる角島大橋、元乃隅神社及び秋吉台・秋芳洞、萩城下町を周遊する2つの周遊バス、国内外からの観光客需要の高い隣接する広島を起点とした県東部（岩国、柳井など）への周遊バスを実証運行し、二次交通の充実を図ることで、さらなる誘客拡大につなげることを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4. 予算限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

78,000千円

5. 業務の内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり。

6. 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。

(4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

8. 審査の方法

書類審査とする

審査項目および審査基準は下記「11」のとおり

9. スケジュール

(1) 業務委託に関する質問書の提出について

ア 提出期限 令和6年2月28日(水)午後0時(正午)【必着】

イ 提出場所 下記「13」のとおり

ウ 提出書類 別記様式1

エ 提出方法 持参またはFAXのいずれか

※FAX送信の場合は、担当者に着信確認をすること。

オ 回 答 令和6年3月4日(月) <※予定>

質問への回答は、質問者及び既に参加意向確認書を提出している者全てにメールもしくはFAXにて行う。

(2) 参加意向確認書の提出について

ア 提出期限 令和6年3月6日(水)午後0時(正午)【必着】

イ 提出場所 下記「13」のとおり

ウ 提出書類 別記様式2

エ 提出方法 郵送またはFAX

※FAX送信の場合は、担当者に着信確認をすること。

(3) 提案書の提出について

ア 提出期限 令和6年3月26日(火)午後0時(正午)【必着】

イ 提出場所 下記「13」のとおり

ウ 提出書類 下記「10」のとおり

エ 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

オ 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること。

(4) 審査の実施

令和6年4月1日(月) <※予定>

(5) 結果の通知

令和6年4月1日(月)以降<※郵送にて発送予定>

※選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。

10. 企画提案書の作成方法

業務の目的等に留意の上、下記の企画提案書を30ページ程度で作成し、提出すること。

区 分	内 容	様式・版
ア 表紙	会社名、担当者名、電話番号およびメールアドレス等連絡先を明記すること。	様式自由 ・A4版
イ 企画提案書	1 総論 (1) 企画趣旨（総論） (2) 業務実施体制 ※事務局設置、問い合わせ窓口設置含む (3) 類似業務の取組実績	様式自由 ・A4版
	2 本事業実施にかかる企画案 (1) コースの概要及び考え方 ・山口市起点の2つの周遊バス ・広島起点の周遊バス ・立ち寄り箇所、昼食箇所、時間配分 (2) 広報宣伝及び販売促進計画 ・広報及び販売促進に係る媒体 ・スケジュールの作成 (3) 乗車料金及び乗車人数の目標設定 ・バス料金設定 ・乗車人数の目標設定（全体・期間別） (4) バスの管理体制及びインバウンド環境整備 ・当日乗車の管理体制 ・インバウンド環境整備 (5) 効果の検証及び定期運行に繋がる方策の作成方法 ・調査項目の内容等 ・調査結果の集約等 (6) その他 ・仕様書以外で、事業の目的実現に向け、より効果が高い提案があるか。	様式自由 ・A4版
ウ 業務実施体制表	・組織体制、運行体制、顧客管理体制、受託責任者、配置予定担当者（経歴、実績を含む）を記載すること。	様式自由
エ スケジュール	・広報宣伝（サイト管理、チラシ作成など）、販売促進のためのスケジュールを作成すること。	
オ 参考見積書	・当業務に係る所要経費を全て見積もること。 （消費税及び地方消費税を含む。） ・予算限度額の範囲内で作成すること。	様式自由 ・A4版

1 1. 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> ○業務遂行能力があるか。 ○業務実施体制を確立しているか。 ○業務実施スケジュールは適切か。 ○県観光連盟からの指示に迅速に対応できるか。
2 各論		
コースの概要及び考え方	10	<ul style="list-style-type: none"> ○山口市を起点とした2つの周遊バスが連日で利用でき、宿泊につながる工夫が施されているか。また、旅行者がルートや宿泊地を選択できる内容となっているか。 ○広島を起点とした周遊バスが山口県への誘客及び宿泊につながる工夫が施されているか。 ○立ち寄り・昼食箇所や時間配分など利用者の満足度の高いコース内容となっているか。
広報宣伝及び販売促進	25	<ul style="list-style-type: none"> ○国内及び海外ターゲット層に向けた宣伝広報及び販売促進策が具体的かつ効果的に示されているか。 ○コースの魅力が伝わる宣伝広報としているか。 ○宣伝広報及び販売促進に係るスケジュールが具体的に示されているか。
乗車料金及び乗車人数の目標設定等	25	<ul style="list-style-type: none"> ○定期運行を見据えた適正なバス金額及び乗車人数の目標設定が明確に示されているか。 ○運行期間中の目標設定を全体及び期間別に分けるなど具体的に示されているか。
バスの管理体制及びインバウンド環境整備	15	<ul style="list-style-type: none"> ○当日乗車可能なバスとした場合の販売方法や顧客管理体制が具体的に示されているか。 ○インバウンド利用者を想定し、多言語に対応できる整備環境が整っているか。
効果の検証及び定期運行に繋がる方策の作成	5	<ul style="list-style-type: none"> ○定期運行に向けた検証につながるアンケート内容となっているか。 ○アンケートに記入してもらう工夫が施されているか。 ○収集したデータを取りまとめ、内容を理解しやすく整理されたものを提出できるか。
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書以外で、事業の目的実現に向け、より効果が高い提案があるか。
3 参考見積書	5	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

12. 留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 採用された提案については、協議の上、一部を変更する場合がある。
- (5) 企画提案は、1者につき1提案とする。
- (6) 提案者が1者の場合でも、審査は行う。
- (7) この手続きの開始広告は、次年度の予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、県議会において当初案が否決された場合は契約の締結を行わない。
- (8) この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わない。

13. 連絡先・各書類の提出先

一般社団法人山口県観光連盟 担当 山本
(山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内)
〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL 083-933-3204
FAX 083-933-3179
E-mail yamamoto.yasuyuki.01@pref.yamaguchi.lg.jp